

# 青森県報

第二千九百五十四号

平成二十年  
七月四日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

使用の許可に係る漁港施設の指定の一部改正	(漁港漁場整備課)	一
公有水面埋立ての免許	(同)	三
都市計画事業の認可	(都市計画課)	四

### 公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借(二十年第一回)契約に係る一般競争入札	(情報システム課)	五
建築業者の許可の取消し	(東青地域民局)	六
右 同	(同)	七
監査委員		

包括外部監査の事務を補助する者の氏名等	(事務局)	七
監査結果に対する措置の公表	(同)	七

## 告 示

青森県告示第五百二十二号

平成二十年四月一日青森県告示第二百九十五号(使用の許可に係る漁港施設の指定)をもって指定した青森県漁港管理条例(昭和三十八年十月青森県条例第五十七号)第

九条第一項第一号に規定する指定施設を変更したので、同告示の一部を次のように改正し、平成二十年七月四日から施行する。

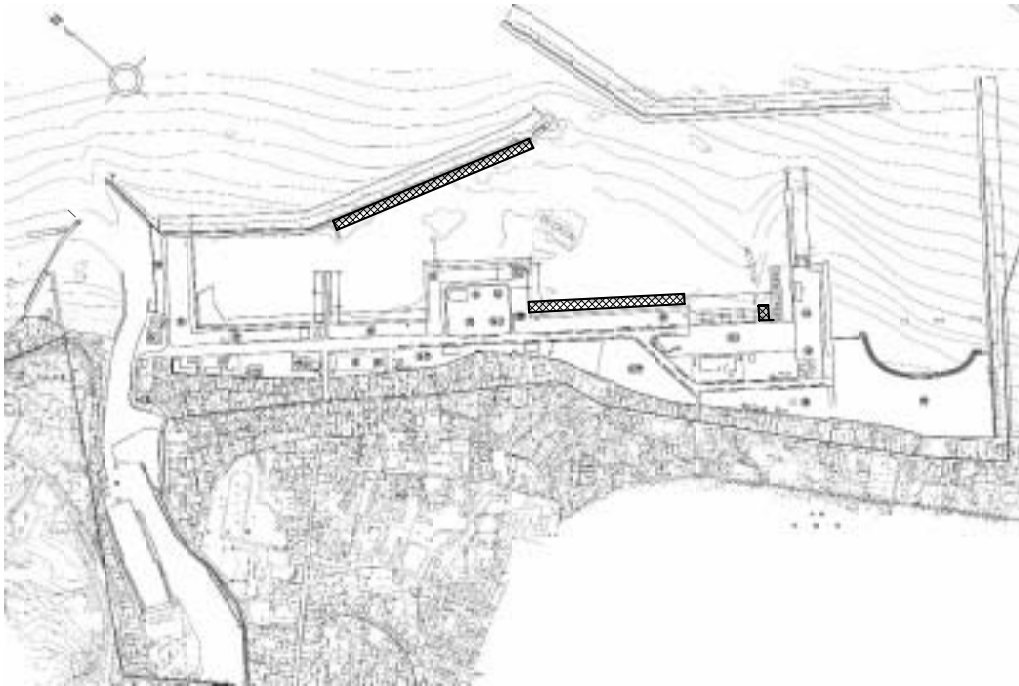
平成二十年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

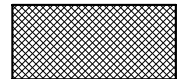
第一号の表大畑漁港の項中「岸壁、船揚場、泊地及び漁港施設用地のうち別図二十一に示す漁港施設」を「岸壁、船揚場及び泊地のうち別図二十一に示す漁港施設」に改め、同表正津川漁港の項中「船揚場及び漁港施設用地のうち別図二十二に示す漁港施設」を「船揚場のうち別図二十二に示す漁港施設」に改める。  
別図二十一、別図二十二及び別図二十四を次のように改める。

大畑漁港 指定施設

別図二十一



凡例 指定施設

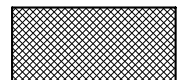


正津川漁港 指定施設

別図二十二

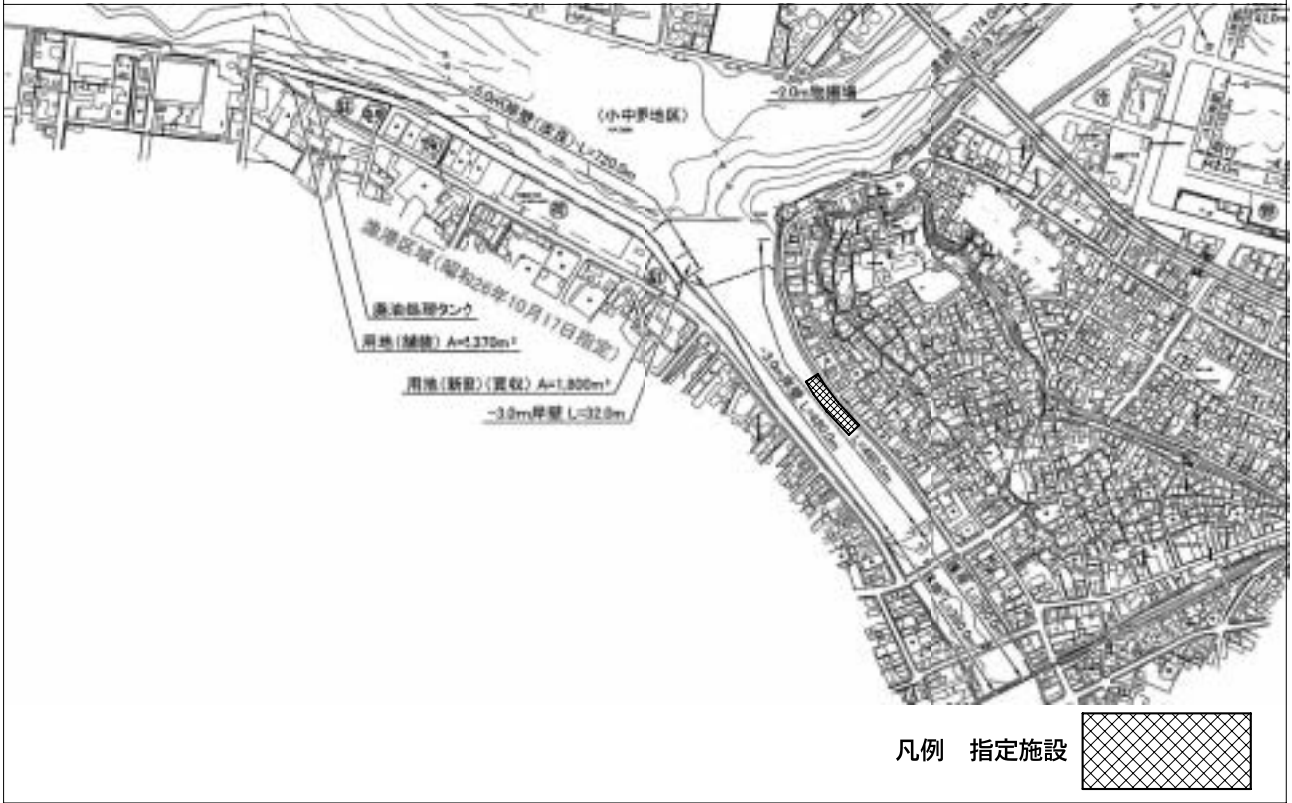


凡例 指定施設



八戸漁港（小中野地区） 指定施設

別図二十四



青森県告示第五百二十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十年六月二十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越八二の二三から八二の三二に至る地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四〇度五九分〇二秒二二三

の地点 東経 一四〇度三九分二〇秒九七三〇

の地点 北緯 四〇度五九分〇二秒二七二九

の地点 東経 一四〇度三九分二一秒五五五六

の地点 北緯 四〇度五九分〇二秒二五九四

の地点 東経 一四〇度三九分二一秒五七七

の地点 北緯 四〇度五九分〇二秒四九三六

の地点 東経 一四〇度三九分二四秒二五二二

の地点 北緯 四〇度五九分〇四秒〇二八七

の地点 東経 一四〇度三九分二五秒六九七五

の地点 北緯 四〇度五九分〇三秒九〇三〇

東経 一四〇度三九分二五秒九三〇二

の地点 北緯 四〇度五九分〇三秒九一四一

東経 一四〇度三九分二五秒九四〇六

の地点 北緯 四〇度五九分〇三秒八八一

東経 一四〇度三九分二六秒〇〇一六

の地点 北緯 四〇度五九分〇三秒八六五六

東経 一四〇度三九分二五秒九八七〇

の地点 北緯 四〇度五九分〇三秒七七九七

東経 一四〇度三九分二六秒一四五九

の地点 北緯 四〇度五九分〇二秒〇九三〇

東経 一四〇度三九分二四秒五五七九

の地点 北緯 四〇度五九分〇一秒八三二二

東経 一四〇度三九分二一秒五五七八

の地点 北緯 四〇度五九分〇一秒九四二四

東経 一四〇度三九分二一秒五四一一

の地点 北緯 四〇度五九分〇一秒八九七三

東経 一四〇度三九分二一秒〇二二二

3 面積

一、〇八四・七四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越八二の二三から八二の三三に至る地先公有水面

2 区域

次のアの地点から力の地点までを順次直線で結んだ線及びアの地点と力の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 北緯 四〇度五九分〇二秒四四七六

東経 一四〇度三九分一九秒八一〇七

イの地点 北緯 四〇度五九分〇二秒八一二二

東経 一四〇度三九分二四秒〇〇四五

ウの地点 北緯 四〇度五九分〇四秒四九九九

東経 一四〇度三九分二五秒五九三五

工の地点 北緯 四〇度五九分〇三秒八五九八

東経 一四〇度三九分二六秒七七七七

オの地点 北緯 四〇度五九分〇一秒七七二九

東経 一四〇度三九分二四秒八一二九

力の地点 北緯 四〇度五九分〇一秒三五二五

東経 一四〇度三九分一九秒九七六五

3 面積

六、〇四三・三三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第五百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、弘前広域都市計画公園事業を平成二十年六月二十五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画公園事業（五・五・一 鷹揚公園）

三 事業施行期間

平成二十年七月四日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

弘前市大字下白銀町一番地 地内

2 使用の部分

なし

公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借（二十年第一回）契約に係る一般競争入札のとり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。  
パーソナルコンピュータ 一式
- 二 賃貸借期間  
平成二十年十一月一日から平成二十五年十月三十一日（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）
- 三 納入期限及び設置場所  
入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
  - 1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
  - 2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）、平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十年一月三十日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。
  - 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等  
1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 2部  
3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十年七月三十一日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
青森市長島一丁目の一  
青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ  
電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限  
平成二十年八月二十六日 午後五時

3 開札の場所及び日時  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎東棟一階 経理課入札室  
平成二十年八月二十八日 午後三時

七 入札保証金に関する事項  
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項  
入札説明書による。



九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十年度の契約金額とする。ただし、平成二十一年度から平成二十四年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を五で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、平成二十五年度の契約金額は落札価格に七を乗じた額を五で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be Leased:

(1) Personal Computer 1 set

(2) Specification and quantity of other

products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. August 26, 2008

3 Contact point for the notice:

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ボラリス

二 代表者の氏名 松本 孝

三 主たる営業所の所在地 青森市大字横内字亀井二七八の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一〇〇二四二号

五 取消年月日 平成二十年六月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社鷹力工業

二 代表者の氏名 松本 孝

三 主たる営業所の所在地 青森市大字横内字亀井二七八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一〇〇二四五号

五 取消年月日 平成二十年六月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一

般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第四号の規定に該当する。

監 査 委 員

青森県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年七月四日

青森県監査委員 林 忠 男

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
倉 成 美 納 里	八戸市大字本徒士町三番地三
宮 下 宗 久	八戸市一番町一丁目六番地二五
西 谷 俊 広	青森市勝田二丁目六番一八号
手 島 貴 弘	仙台市泉区寺岡五丁目九番地ノ三七
柴 田 英 樹	弘前市大字学園町一番地一 弘大職員宿舎三三一一
小 林 幹 夫	八戸市東白山台二丁目二八番五号

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成二十年七月十四日から平成二十一年三月三十一日まで

監査結果に対する措置の公表

平成20年 3 月28日付け青監査第106号で報告した行政事務監査の結果（監査対象事務：附属機関等の運営状況について）に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 7 月 4 日

青森県監査委員 林 忠 男

同 元 木 篤 子

同 同 阿 部 広 悦

同 同 森 内 之 保 留

監査結果 (検討事項)  
1 在任期間が10年を超える委員について  
次の附属機関等の委員の一部にあつては、10年を超えることについての特別の事情が認められなかつたので、今後改めて検討する必要がある。

監査結果に対する措置		
対応した附属機関等名	所管課	措置内容
青森県環境審議会	環境政策課	平成20年8月31日の任期満了をもって、当該委員について原則として委嘱換することとする。
青森県文化財保護審議会	文化財保護課	審議会委員の改選に当たり、10年を超えていた専門分野以外の委員の任期を更新せず、後任の委員を選出した。
青森県原子力施設環境放射線等評価監視会議	原子力安全対策課	学識経験者(専門家)については、専門性が高く、人選が限られていることから、在任期間にとらわれることなく委嘱している。学識経験者(有識者)については、次回更新時、再委嘱するかどうか検討することとした。

監査結果 (検討事項)  
2 公募による委員の選任について  
次の附属機関にあつては、委員の一部について公募が可能と考えられることから、今後改めて検討する必要がある。

監査結果に対する措置		
対応した附属機関等名	所管課	措置内容
青森県文化財保護審議会	文化財保護課	専門分野の委員については、公募が難しいことから、学識経験者である委員の次期更新時期に検討することとしている。

監査結果 (検討事項)

3 審議案件がない場合の審議会の開催等について  
審議等の案件がない場合、審議会の開催について検討する必要がある。

監査結果に対する措置		
対応した附属機関等名	所管課	措置内容
青森県消費生活審議会	県民生活文化課	審議等の案件がある場合に開催する。

監査結果 (改善事項)  
4 委員の出席率について  
附属機関等全体の親会議への委員の平均出席率は81.0%となつているが、出席率が50%台となつているものがあつた。  
これらの附属機関等にあつては、より多くの委員の出席を得るため、委員の人数が妥当か、会議の開催日程の調整が十分であるかなど、その要因を把握し適切な対応を図る必要がある。

監査結果に対する措置		
対応した附属機関等名	所管課	措置内容
青森県国土利用計画審議会	監理課 〔平成20年4月より、整備企画課から変更〕	審議会の開催に当たっては、事前に委員に対して出席可能な日程を確認した上で、委員の出席が最大多数となる日程で審議会を開催することとした。
青森県生活習慣病検診管理指導協議会	保健衛生課	委員の大多数が出席できるようにするため、早期に会議の日程調整を行うとともに、開催時間及び曜日について工夫することとした。
上十三地域保健医療推進協議会	上北地域県民局地域健康福祉部保健総室	より多くの委員の出席を得るため、議会や諸行事などと重ならないよう、開催日程の調整を行うとともに、十分な余裕をもって計画することとした。
下北地域精神科救急医療システム連絡調整委	下北地域県民局地域健康福祉部保健総室	より多くの委員の出席を得るため、早期に日程調整を行う



員会		い、どうしても都合がつかない場合は当該委員会要綱に基づき、代理者に出席を求めることとした。												
青森県中山間地域対策協議会	構造政策課	より多くの委員の出席を得るため、会議の開催日程の調整を十分に行うこととした。 (具体的には、会議開催時期の2箇月以上前から日程調整を行うこととした。)												
青森県原子力安全対策委員会	原子力立地対策課	当該委員会は、多くの分野にわたる団体の代表者からなるものであり、出席できない要因については個々に異なるものと推察される。このことから、今後の開催に当たっては、欠席する団体については、その理由を調査し、対策を検討することとした。												
<p>監査結果 (改善事項)</p> <p>5 県職員又は県議会議員である委員への旅費 (交通費) 支給については、会議開催地又は県議会議員である委員に対する旅費支給に当たっては、会議開催地まで利用する交通手段によって交通費支給の有無及び支給額が異なってくることから交通手段の確認が必要となるが、利用交通手段を確認しないまま公共交通機関を利用したこととして交通費を支給していた機関があったので改善する必要がある。</p>														
<p>監査結果に対する措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応した附属機関等名</th> <th>所管課</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森地域保健医療推進協議会</td> <td>東青地域県民局地域健康福祉部保健総室</td> <td>利用交通手段を確認することとした。</td> </tr> <tr> <td>青森地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議</td> <td>東青地域県民局地域健康福祉部保健総室</td> <td>利用交通手段を確認することとした。</td> </tr> <tr> <td>西北五地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議</td> <td>西北地域県民局地域健康福祉部保健総室</td> <td>県職員である委員について、利用交通手段を確認し、それらの利用手段に応じた旅費</td> </tr> </tbody> </table>			対応した附属機関等名	所管課	措置内容	青森地域保健医療推進協議会	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室	利用交通手段を確認することとした。	青森地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室	利用交通手段を確認することとした。	西北五地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室	県職員である委員について、利用交通手段を確認し、それらの利用手段に応じた旅費
対応した附属機関等名	所管課	措置内容												
青森地域保健医療推進協議会	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室	利用交通手段を確認することとした。												
青森地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室	利用交通手段を確認することとした。												
西北五地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室	県職員である委員について、利用交通手段を確認し、それらの利用手段に応じた旅費												

		を支給することとした。															
青森ブロック精神科救急医療システム連絡調整委員会	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室	利用交通手段を確認することとした。															
青森県原子力安全対策委員会	原子力立地対策課	県議会議員である委員に対する旅費支給に当たっては、交通手段の確認を確実に実施し、その確認結果に基づき交通費を支給することとした。															
<p>監査結果 (改善事項)</p> <p>6 市町村職員、市町村長又は市町村議会議員である委員への旅費 (交通費) 支給について 市町村職員、市町村長又は市町村議会議員である委員に対する旅費支給に当たっては、会議開催地まで利用する交通手段が公用車である場合は交通費を支給する必要がないことから、公用車利用の有無の確認が必要となるが、確認しないまま公共交通機関を利用したこととして交通費を支給していた機関があったので改善する必要がある。</p>																	
<p>監査結果に対する措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応した附属機関等名</th> <th>所管課</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県原子力施設環境放射線等評価監視会議</td> <td>原子力安全対策課</td> <td>20年度から、市町村長、市町村議会議長及びその代理出席者については、出欠照会の際、使用する交通機関についても確認し、公用車を使用する場合は、交通費を支給しないこととしている。</td> </tr> <tr> <td>青森地域保健医療推進協議会</td> <td>東青地域県民局地域健康福祉部保健総室</td> <td>利用交通手段を確認することとした。</td> </tr> <tr> <td>西北五地域保健医療推進協議会</td> <td>西北地域県民局地域健康福祉部保健総室</td> <td>市町村職員である委員について、公用車の利用の有無を確認し、公用車利用時は交通費を支払わないこととした。</td> </tr> <tr> <td>上十三地域保健医療推進協議会</td> <td>上北地域県民局地域健康福祉部保健総室</td> <td>市町村職員、市町村長である委員について、公用車の利用の有無を確認し、公用車利</td> </tr> </tbody> </table>			対応した附属機関等名	所管課	措置内容	青森県原子力施設環境放射線等評価監視会議	原子力安全対策課	20年度から、市町村長、市町村議会議長及びその代理出席者については、出欠照会の際、使用する交通機関についても確認し、公用車を使用する場合は、交通費を支給しないこととしている。	青森地域保健医療推進協議会	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室	利用交通手段を確認することとした。	西北五地域保健医療推進協議会	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室	市町村職員である委員について、公用車の利用の有無を確認し、公用車利用時は交通費を支払わないこととした。	上十三地域保健医療推進協議会	上北地域県民局地域健康福祉部保健総室	市町村職員、市町村長である委員について、公用車の利用の有無を確認し、公用車利
対応した附属機関等名	所管課	措置内容															
青森県原子力施設環境放射線等評価監視会議	原子力安全対策課	20年度から、市町村長、市町村議会議長及びその代理出席者については、出欠照会の際、使用する交通機関についても確認し、公用車を使用する場合は、交通費を支給しないこととしている。															
青森地域保健医療推進協議会	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室	利用交通手段を確認することとした。															
西北五地域保健医療推進協議会	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室	市町村職員である委員について、公用車の利用の有無を確認し、公用車利用時は交通費を支払わないこととした。															
上十三地域保健医療推進協議会	上北地域県民局地域健康福祉部保健総室	市町村職員、市町村長である委員について、公用車の利用の有無を確認し、公用車利															

		用時は交通費を支払わないこととした。
下北地域保健医療推進協議会	下北地域県民局地域健康福祉部保健総室	協議会の開催通知の際の出席回答様式を委員が市町村職員及び市町村長等の場合には交通手段を記入するものとして事前に把握し、出席時においても公用車利用の有無を確認することとした。
青森県原子力安全対策委員会	原子力立地対策課	市町村長及び市町村議会議員である委員に対する旅費支給に当たっては、交通手段が公用車であるかどうかの確認を確実に実施し、公用車を利用する場合は交通費を支給しないこととした。
監査結果 (検討事項)		
7 附属機関の部会等の委員に対する歳出科目について 附属機関において、親会議の委員に対しては報酬の科目で、この親会議のもとに設置された小委員会及びワーキングの委員に対しては報償費の科目で執行していた機関があったが、報償費での執行が適正な歳出科目かどうか検討する必要がある。		
監査結果に対する措置		
対応した附属機関等名	所管課	措置内容
青森県総合計画審議会	企画課	親会議のもとに設置された部会等の委員に対する歳出科目について検討した結果、報酬の科目で支払うこととした。
監査結果 (検討事項)		
8 附属機関等の設置目的等が類似しているものについて 次の懇話会等については、設置目的や構成員、活動状況等が類似しているので、統廃合について検討する必要がある。		
監査結果に対する措置		
対応した附属機関等名	所管課	措置内容

健康寿命アップ計画推進委員会	保健衛生課	発展的に統合することを念頭に検討することとした。
健康寿命アップ会議 めざせ長寿作戦本部		

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
---------------------------------	---------------------------------------	------------------------------